

資料5

文教・警察常任委員会資料
 平成24年(2012年)3月12日
 教育委員会事務局

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

議案番号	施設名	現在の管理運営主体	募集方法	指定管理者の候補	指定期間	所管課	頁
58	滋賀県立栗東体育館	財団法人滋賀県体育協会	非公募	財団法人滋賀県体育協会	1年間	スポーツ健康課	1
59	滋賀県立虎御前山教育キャンプ場	長浜市	非公募	長浜市	1年間	スポーツ健康課	6
60	滋賀県立比良山岳センター	大津北商工会	非公募	大津北商工会	1年間	スポーツ健康課	10
61	滋賀県立伊吹運動場	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	非公募	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	1年間	スポーツ健康課	15

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要
(課名：スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立栗東体育館																													
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 5,581.00㎡ 延床面積 3,201.18㎡ 施設の内容 アリーナ 1,648.40㎡、観客席 150席、トレーニング室 90㎡、会議室、駐車場(約30台) 																													
3	募集概要	非公募																													
	申請要項配布期間	平成23年11月4日(金)																													
	申請書提出期限	平成23年12月2日(金)																													
	指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日(1年間)																													
募集内容	管理業務内容	<ol style="list-style-type: none"> アリーナ、トレーニング室、会議室その他の施設および設備器具の提供 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 その他栗東体育館の設置の目的を達成するために必要な業務 																													
	管理料参考額	33,193,000円(消費税および地方消費税含む)																													
4	申請者	財団法人滋賀県体育協会(大津市御陵町4番1号)																													
5	審査方式	教育委員会事務局スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。																													
	選定委員会委員(50音順、敬称略)(※は委員)	<ul style="list-style-type: none"> 青木 洋美 (滋賀県教育委員会事務局教育次長) 神田 照美 (東近江市スポーツ推進委員) 木村 孝一郎 (滋賀県教育委員会事務局教育総務課長) 豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学教授) 藤 崇之 (公認会計士) 																													
5	審査の概要および結果	別紙のとおり																													
	審査経過	<p>第1回選定委員会(平成23年10月25日開催) 第1申請要項の決定および選定基準の決定 第2回選定委員会(平成23年12月19日開催) 第2申請書類の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定</p>																													
審査結果	指定管理者の候補者	財団法人滋賀県体育協会																													
	評価結果および選定理由	<p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>25.2/30</td> <td>61.0/75</td> <td>46.8/60</td> <td>91.2/110</td> <td>20.6/25</td> <td>244.8/300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値(300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財団法人滋賀県体育協会</td> <td>204</td> <td>290</td> <td>242</td> <td>264</td> <td>224</td> <td>1,224</td> <td>244.8</td> </tr> </tbody> </table>	評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計		25.2/30	61.0/75	46.8/60	91.2/110	20.6/25	244.8/300	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	財団法人滋賀県体育協会	204	290	242	264	224	1,224
評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計																									
	25.2/30	61.0/75	46.8/60	91.2/110	20.6/25	244.8/300																									
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																								
財団法人滋賀県体育協会	204	290	242	264	224	1,224	244.8																								

○提示額一覧表

申請者	提示額
財団法人滋賀県体育協会	33,193,000円

【選定理由】 育協会は、平成6年度の開設から今日まで、施設の管理運営の実績があり、県民の公平利用の確保に努めながら、利用ポイントカードの導入など利用者ニーズに対応しサービスの向上に努めている。また、体操教室の開校や総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための各種事業を実施するなど自主事業にも力を入れている。

経費面では、事務局本部との一体管理等による管理経費の効率的な執行を図ることと、サービスの向上と財政負担の軽減を実現することとし、管理料の提示額は、33,193,000円となっている。

上記の結果、財団法人滋賀県体育協会を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準		審査項目		審査内容	
(1) 事業計画の内容が公平なことが確保されること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県の利益に合致しているか。			
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。			
(2) 事業計画の内容が最大限に発揮されること。 (配点：7.5)	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。			
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあつた質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。			
(3) 事業計画の内容が経費の削減が図られること。 (配点：60)	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。			
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたつて創意工夫がなされているか。			
(4) 事業計画に沿つた管理能力を有すること。 (配点：110)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。			
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の削減が図られているか。			
(5) その他の基準 (配点：25)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。			
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。			
	収支計画	利用促進と経費の削減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費削減だけの偏つた計画にならないか。）			
		指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。			
	経営基盤	体育施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行っているか。			
		法令遵守			
	業務実績	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。			
		危機管理対応策			
	法令遵守	利用者のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。			
		県内における事業を積極的に展開しようとしているか。			
	利用者への対応と要望の把握	管理業務の実施にあつて、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらには障害者の場における人権への配慮がなされているか。			
		その他の取組み			

団 体 概 要 書

項 目	内 容
事業者 (法人、団体) 名	財団法人滋賀県体育協会
代表者職・氏名	会長 河本 英典
団体の所在地	滋賀県大津市御陵町4番1号 滋賀県立スポーツ会館内
設立年月日	大正14年5月17日
資本金	60,000千円 (平成23年4月1日現在)
従業員数	平成23年4月1日現在 83人
主たる業務内容	<p>(1) 県民総スポーツの普及・振興に関する事 (2) 競技力の向上を図ること (3) 国民体育大会等の全国規模以上のスポーツ大会に県を代表する競技者および役員を選考し、派遣すること (4) 委託を受けた県立社会体育施設の管理運営に関する事 (5) 各種スポーツ大会の開催に関する事 (6) 地域スポーツおよび職域スポーツの推進に関する事 (7) スポーツ少年団の育成に関する事 (8) スポーツに関する広報、情報の提供に関する事 (9) 加盟団体の組織の充実強化に関する事 (10) 財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (11) その他</p>
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 滋賀県立彦根総合運動場 滋賀県立長浜ボーム 滋賀県立体育館 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成22年度 (第2期) 指定管理者 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成22年度 指定管理者 滋賀県立スポーツ会館 滋賀県立琵琶湖漕艇場 滋賀県立アイズアリーナ 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー</p>
特記事項	

公の施設における指定管理者指定による効果

(単位:千円)

【課名:スポーツ健康課】

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平23年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立栗東体育館	財団法人滋賀県体育協会	非公募	1	33,193	33,061	33,061	33,538	△ 477	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確保や危機管理の徹底 利用ポイントカード制度導入による料金割引 体操教室など自主事業の充実 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局本部との一体的管理による経費削減 施設の長寿命化対策やライフサイクルコストの削減など、長期的視点からの維持管理 「エコアクション21」に基づく各種省資源・省エネルギー対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 皆さんの声BOXの設置 アンケート実施などによる定期的モニタリングと施設を利用しない方のニーズの把握 インターンシップの受入、美化活動への参加、エコキャップへの参加等

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要
(課名：スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立虎御前山教育キャンプ場																			
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積1,498.45㎡ 木造5棟 ・ 施設の内容 宿泊室8室(各室約32㎡)、多目的室、集会室、ピロティー(屋根付き土間)、便所棟、炊事棟、テントサイト(6人用テント30張り) 																			
3	募集概要	募集方法	非公募																		
		申請要項配布期間	平成23年11月4日(金)																		
		申請書提出期限	平成23年12月2日(金)																		
		指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日(1年間)																		
4	申請者	管理業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンプ施設、宿泊室、多目的室、集会室その他の施設および設備器具の提供 2 その他教育キャンプ場の設置の目的を達成するために必要な業務 																		
		管理料参考額	5,000,000円(消費税および地方消費税含む)																		
		審査方式	長浜市(長浜市高田町12番34号)																		
5	審査の概要および結果	選定委員会(敬称略) (※は委員長)	※青木 洋 (滋賀県教育委員会事務局教育次長) 神田 照美 (東近江市スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。) 木村孝一 (滋賀県教育委員会事務局教育総務課長) 田孝一 (びわこ成蹊スポーツ大学教授) 豊田 崇之 (公認会計士)																		
		選定基準	別紙のとおり																		
		審査経過	第1回選定委員会(平成23年10月25日開催) 第1回選定委員会および選定基準の決定 第2回選定委員会(平成23年12月19日開催) 第2回選定委員会の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定																		
審査結果	審査結果および選定理由	指定管理者の候補者	長浜市																		
		選定結果	○選定基準に基づく採点結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.6/30</td> <td>49.0/75</td> <td>46.8/60</td> <td>98.0/110</td> <td>20.4/25</td> <td>239.8/300</td> </tr> </tbody> </table>				選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計	25.6/30	49.0/75	46.8/60	98.0/110	20.4/25	239.8/300			
		選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計														
25.6/30	49.0/75	46.8/60	98.0/110	20.4/25	239.8/300																
○各委員の採点結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市</td> <td>255</td> <td>283</td> <td>201</td> <td>258</td> <td>202</td> <td>1,199</td> <td>239.8</td> </tr> </tbody> </table> ※点数は各委員の平均値(300点満点)					申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	長浜市	255	283	201	258	202	1,199	239.8
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値														
長浜市	255	283	201	258	202	1,199	239.8														

○提示額一覧表

申請者	提示額
長 浜 市	5, 0 0 0, 0 0 0 円

【選定理由】
県民の公平利用の確保に努めながら、利用者への利便性向上や安全確保に努めるなどサービス維持に努めている。
経費面では、管理経費の効率的な執行を図ることで、管理料の提示額は、5, 000, 000円となっている。
上記の結果、長浜市を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が、国民の公平な利用をきずるものがあること。(配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が、国民の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方針	施設の設定目的を理解した基本方針となっているか。
(2) 事業計画の内容が、施設に発揮されること。(配点：75)	公平利用の確保	全般的に国民の公平な利用が図られる内容となっているか。
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあつた質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたつて創意工夫がなされているか。
(3) 事業計画の内容が、施設の管理に発揮されること。(配点：60)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。
(4) 事業計画に沿つた管理能力を有すること。(配点：110)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏つた計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画指を実行できる能力を有しているか。
	業務実績	体育施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行っているか。
(5) その他の基準 (配点：25)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報管理や情報公開への対応なども含む）
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
	利用者のニーズに対する対応の把握	利用者の苦情等のニーズに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	県内における事業の展開	県内に主たる事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取組み	管理業務の実施にあつて、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ健康課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平23年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立虎御前山教育キャンプ場	長浜市	非公募	1	5,000	3,947	3,947	3,947	0	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への公平・公正なサービスの提供と安心・安全で安定した管理運営の実施 利用目的、グループ人数、活動内容を把握した利用調整の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な修繕等の直接実施による外部委託料の節減 長浜市所管のその他施設との消耗品等の一括購入による経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> リピーター獲得のための既利用団体への働きかけの実施 長浜市の各種事業の中で施設を利用することの検討

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要
(課名：スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立比良山岳センター												
2	施設の概要	(宿泊施設) ・建築面積505.24㎡ 鉄骨造平屋 施設の内容 ・宿泊室(和室2室、洋室5室)、食堂、研修室、浴室 (人工登はん壁) ・建築面積149.21㎡ 延面積212.32㎡ 鉄筋コンクリート造 ・施設の内容 競技スペース FRP製人工ボード、可変コーラス(幅4m高さ1.5m) 固定コーラス(幅3m高さ1.5m) 東側外壁(120㎡)、準備室内壁(85㎡)												
3	募集方法	非公募												
	申請要項配布期間	平成23年11月4日(金)												
	申請書提出期限	平成23年12月2日(金)												
募集概要	指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日(1年間)												
	管理業務内容	1 登山その他の野外活動の指導および研修 2 宿泊施設、人工登はん壁その他の施設および設備器具の提供 3 その他山岳センターの設置の目的を達成するために必要な業務												
	管理料参考額	1,384,000円(消費税および地方消費税含む)												
4	申請者	大津北商工会(大津市本堅田三丁目7-14)												
5	審査方式	教育委員会事務局スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。												
	選定委員会委員(略)(50名順、敬称略)(※は委員長)	※青木 洋(滋賀県教育委員会事務局教育次長) 神田 照美(東近江市スポーツ推進委員) 木村 孝一郎(滋賀県教育委員会事務局総務課長) 木村 豊藤(びわこ成蹊スポーツ大学教授) 豊藤 崇之(公認会計士)												
	選定基準	別紙のとおり												
審査経過	審査経過	第1回選定委員会(平成23年10月25日開催) 申請要項の決定および選定基準の決定 第2回選定委員会(平成23年12月19日開催) 申請書類の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定												
	指定管理者の候補者	大津北商工会												
審査結果	審査結果および選定理由	○選定基準に基づく採点結果												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果</td> <td>23.6/30</td> <td>59.0/75</td> <td>52.8/60</td> <td>89.6/110</td> <td>19.2/25</td> <td>244.2/300</td> </tr> </tbody> </table>	評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計	評価結果	23.6/30	59.0/75	52.8/60	89.6/110
評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計								
評価結果	23.6/30	59.0/75	52.8/60	89.6/110	19.2/25	244.2/300								
※点数は各委員の平均値(300点満点)														

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
大津北商工会	214	282	208	288	229	1,221	244.2

○提示額一覧表

申請者	提示額
大津北商工会	1,384,000円

【選定理由】
 県民の公平利用の確保に努めながら、隣接する比良げんき村との一体管理による事業の実施や利用者への利便性向上、安全確保に努めるなどサービス向上に努めている。
 経費面でも、比良げんき村との一体管理による管理経費の効率的な執行を図ることとされ、管理料の提示額は、1,384,000円となっている。
 上記の結果、大津北商工会を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準	審査項目	審査内容	
(1) 事業計画の内容が国民の公平な利用をきり確保すること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が国民の利益に合致しているか。	
	管理運営の基本方針	施設の設定目的を理解した基本方針となっているか。	
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮すること。 (配点：7.5)	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。	
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあつた質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたつて創意工夫がなされているか。	
(3) 事業計画の内容が施設の管理に際しての縮減を図ること。 (配点：60)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。	
		施設の機能と組織	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
(4) 事業計画に沿つた管理を有すること。 (配点：110)	実施体制	施設管理業務に関する知識等を有しているか。	
		収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏つた計画になっていないか。）
		経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画指を実行できる能力を有しているか。
		業務実績	体育施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
(5) その他の基準 (配点：25)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営が公開への対応などを含むか。（個人情報や情報公開ができていないか。）	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	
	利用者の対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。	
	県内における事業の取組	県内に主たる事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。	
	その他の取組	管理業務の実施にあつて、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。	

団体概要書

項目	内容	容
事業者 (法人、団体) 名	大津北商工会	
代表者職・氏名	会長 細川源太郎	
団体の所在地	滋賀県大津市本堅田三丁目7番14号	
設立年月日	平成23年4月1日	
資本金	—	
従業者数	平成23年4月1日現在	11人 (事務局職員)
主たる業務内容	<p>(1) 商工業に関し相談に応じ、又は指導すること。 (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。 (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催斡旋を行うこと。 (6) 商工業に関する施設を設置し、維持、又は運用すること。 (7) 滋賀県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 (9) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。 (10) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。 (11) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 他</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>(旧志賀商工会の実績) 平成20年度～平成22年度 指定管理者 滋賀県立比良山岳センター 大津市比良げんき村 平成23年度～平成27年度 指定管理者 大津市比良げんき村 平成23年度 指定管理者 滋賀県立比良山岳センター</p>	
特記事項	平成23年4月 堅田商工会と志賀商工会が合併し設立	

公の施設における指定管理者指定による効果

(単位:千円)

【課名:スポーツ健康課】

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平23年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立比良山岳センター	大津北商工会	非公募	1	1,384	1,384	1,384	1,421	△ 37	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上のためのアンケートの実施、ニーズの把握 ・滋賀県山岳連盟との連携による定期的な利用者講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する比良げんき村職員と相互協力した管理運営の実施 ・清掃・ゴミの廃棄等は業者委託せず職員で対応 ・修繕の原因の究明と迅速な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月の使用料改正以前の利用料金の適用 ・げんき村と一体としてインターネットやパンフレットによる広告宣伝の実施

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要
(課名：スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立伊吹運動場															
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積10,130㎡ ・建築面積410.85㎡ 延床面積615.67㎡ 鉄筋コンクリート造 人工芝グラウンド6,970㎡、スタンプド 施設の内容 本居室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室 グラウンド11人制1面(6人制3面) 観客席(約500人) 															
3	募集方法	非公募															
	申請要項配布期間	平成23年11月4日(金)															
	申請書提出期限	平成23年12月2日(金)															
	指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日(1年間)															
募集概要	募集内容	<ol style="list-style-type: none"> 施設および設備器具の提供 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 その他運動場の設置の目的を達成するために必要な業務 															
	管理料参考額	1,917,000円(消費税および地方消費税含む)															
	申請者	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団(米原市春照77番地の2)															
5	審査方式	教育委員会事務局スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。															
	選定委員会委員称略(50音順、敬称略)(※は委員長)	<ul style="list-style-type: none"> 青木 洋美 (滋賀県教育委員会事務局教育次長) 神田 照美 (東近江市スポーツ推進委員) 木村 孝一郎 (滋賀県教育委員会事務局教育総務課長) 豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学教授) 藤 崇之 (公認会計士) 															
	選定基準	別紙のとおり															
4	審査経過	<p>第1回選定委員会(平成23年10月25日開催) 申請要項の決定および選定基準の決定</p> <p>第2回選定委員会(平成23年12月19日開催) 申請書類の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定</p>															
	指定管理者の候補者	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団															
審査結果	審査結果および選定理由	<p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.4/30</td> <td>59.0/75</td> <td>48.0/60</td> <td>86.8/110</td> <td>19.4/25</td> <td>237.6/300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値(300点満点)</p>	評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計	24.4/30	59.0/75	48.0/60	86.8/110	19.4/25	237.6/300		
		評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	合計									
24.4/30	59.0/75	48.0/60	86.8/110	19.4/25	237.6/300												
○各委員の採点結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財団法人伊吹山麓青少年育成事業団</td> <td>201</td> <td>266</td> <td>213</td> <td>272</td> <td>236</td> <td>1,188</td> <td>237.6</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	201	266	213	272	236	1,188	237.6
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値										
財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	201	266	213	272	236	1,188	237.6										

○提示額一覧表

申請者	提示額
財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	1,913,000円

【選定理由】
 県民の公平利用の確保に努めながら、利用者への利便性向上、安全確保に努めるなどサービス向上を図るとともに、次世代の選手育成に努めることとされている。経費面では、米原市から受託している近隣の指定管理施設との一体的な管理による管理経費の効率的な執行を図るとされ、管理料の提示額は、1,913,000円となっている。上記の結果、財団法人伊吹山麓青少年育成事業団を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準	審査項目	審査内容	
(1) 事業計画の内容が国民の公平な利用を確保することであること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が国民の利益に合致しているか。	
	管理運営の基本方針	施設の設定目的を理解した基本方針となっているか。	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。	
(2) 事業計画の内容が施設の効果性を最大限に発揮することであること。 (配点：7.5)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあつた質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたつて創意工夫がなされているか。	
(3) 事業計画の内容が施設の管理に際しての経費の削減を図ること。 (配点：6.0)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。	
	実施体制	管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の削減が図られているか。	
		施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。	
(4) 事業計画に沿つた管理能力を有すること。 (配点：11.0)	収支計画	施設管理業務に関する知識等を有しているか。	
		経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画指を実行できる能力を有しているか。
		業務実績	体育施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
(5) その他の基準 (配点：2.5)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営が公開への対応なども含む。	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	
	利用者の対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。	
その他の取	県内における事業の展開	県内に主たる事業所を置き、または置こうとして、県内に広がる事業を積極的に展開しようとしているか。	
	その他の取	管理業務の実施にあつて、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。	

団 体 概 要 書

項 目	内 容
事業者 (法人、団体) 名	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団
代表者職・氏名	理事長 稲村 邦夫
団体の所在地	滋賀県米原市春照77番地の2
設立年月日	昭和54年1月23日
資本金	-
従業者数	平成23年4月1日現在 28人 (職員8人 臨職20人)
主たる業務内容	(1) 地域の青少年に関する研究調査 (2) 青少年体育施設の設置および運営 (3) 青少年研修施設の設置および運営 (4) その他目的を達成するために必要な事業
類似施設の管理に関する過去の業務実績	平成19年度～平成21年度 指定管理者 米原市伊吹B & G海洋センター 伊吹第1・2グラウンド 平成19年度～平成23年度 指定管理者 伊吹葉草の里文化センター 平成20年度～平成22年度 指定管理者 滋賀県立伊吹運動場 平成22年度～平成26年度 指定管理者 米原市伊吹B & G海洋センター 伊吹第1・2グラウンド 伊吹山文化資料館・収蔵庫 平成23年度 指定管理者 滋賀県立伊吹運動場
特記事項	

公の施設における指定管理者指定による効果

(単位:千円)

【課名:スポーツ健康課】

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平23年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立伊吹運動場	財団法人伊吹山麓 青少年育成事業団	非公募	1	1,913	1,870	1,870	1,867	3	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス向上のためのアンケートの実施、ニーズの把握 ・日常管理の確実な実施による利用者への信頼と安心の提供 ・総合型地域スポーツクラブの運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する米原市指定管理施設等との状況に応じた弾力的かつ効率的な管理運営の実施 ・不備箇所の早期発見、早期修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者対象事業を関連団体と連携して実施 ・県外からの利用促進を図るための自主事業や広域的大会の実施 ・国際大会等へ出場する次世代選手の育成